

情報の共有化を目指して

# 危険物と 保安

◆ 寄稿

総務省消防庁消防大学校消防研究センター

研究統括官 西 晴樹



No.89  
2025春



一般財団法人

全国危険物安全協会

Japan Association for Safety of Hazardous Materials

# 危険物と 保安

情報の共有化を目指して

## 1 寄稿

危険物流出等事故について思うこと  
総務省消防庁消防大学校消防研究センター  
西 晴樹 研究統括官

## 6 消防庁からの情報

・「e-Gov電子申請」を利用した危険物等に関する手続のオンライン化について

## 10 県危連、地区協会からの情報

・福井県における当連合会の取り組みについて

福井県危険物安全協会連合会

・長崎県における当協会の取り組みについて

一般社団法人 長崎県危険物安全協会

## 12 関係業界・事業所の取り組み

・無事故無災害継続に向けて、地域一体で取り組む防災活動 D I C株式会社 北陸工場

## 14 危険物保安情報

・一般取扱所の配管フランジ部分のガスケット破損による重油の流出事故

## 15 危険物取扱者クイズ

## 16 全危協ニュース

- ・全危協理事長感謝状を贈呈しました！！
- ・令和7年度危険物安全週間推進標語入選作品
- ・令和7年度危険物安全週間推進ポスターが完成しました！
- ・人事異動
- ・いよいよ令和7年度から完全オンラインの保安講習がスタート！
- ・「危険物と保安」記事募集のお知らせ
- ・令和7年度定期点検技術者講習日程

◆表紙写真の解説

＜河内藤園の藤のトンネル(福岡県)＞



北九州市八幡東区の河内藤園は、国内外から多くの観光客が訪れる観光地です。見ごろを迎える4月下旬から5月上旬にかけて、広さ3000坪の敷地内に約22種類の花房が白や青紫、ピンクのグラデーションで艶やかに彩り、香りとともに来園者を楽しませてくれます。

No.89  
2025春



# 寄稿

## 危険物流出等事故について 思うこと

総務省消防庁消防大学校消防研究センター  
研究統括官

西 晴樹



### 1. はじめに

消防庁が発表している「危険物に係る事故の概要」によれば、令和5年中に発生した危険物の流出事故は468件発生しており、前年比で53件の増加となっている。危険物流出の事故は平成6年を境に増加傾向に転じ、近年は400件程度で高止まりが続いていたが、令和5年の事故件数は昭和50年以降では最大の発生件数となっている。

本誌の2023年秋No.83で小林恭一先生が「危険物事故の増加が止まらない」という題名の寄稿において、事故の増加が、我が国における社会的、経済的背景の変化、とりわけ「バブル崩壊を契機とした日本の社会・経済の大規模な構造変化」にあるのではないかと分析し、その原因を探っている。また、消防庁危険物保安室でも全国の消防本部からなされた事故報告をもとに分析を進め、発生原因は腐食疲労等劣化が168件で最も多く、次いで、操作確認不十分が66件と多くなっていると発表している。

腐食が原因の流出事故の防止については、貯蔵所本体や配管に使われる鉄鋼材料の適切な維持管理が重要なことは論をまたない。しかしながら、危険物施設の中には地下タンク貯蔵所や給油取扱所の専用タンクなど地下に埋設されるものもあり、これらは目視による日々の点検が困難であり、腐食そのものの確認というよりは、防食コーティング施工による腐食速度の低減や高精度液面計による早期漏洩検知

に頼っているのが実情である。危険物流出等事故を防止するためには、まずは事故の発生原因を丹念に調べ、腐食や疲労の根本原因を探り、的確な安全対策を施すことが必要である。

消防研究センターでは、消防法に基づく危険物流出等事故調査を行うほか、全国の消防本部が行う事故調査の技術支援も行っている。事故件数の低減のためには各消防本部におかれても、危険物流出等事故調査に積極的に取り組んでいただければと願う次第である。本稿で述べる、危険物流出等事故の事故事例や調査に関する制度、また、腐食防止に関する研究開発などが皆様の参考になれば幸いである。

### 2. 消防法における危険物流出等事故調査権

危険物施設からの危険物流出の事故として、記憶に残っているのは昭和49年に岡山県の製油所で発生した事故である。不等沈下により屋外タンク貯蔵所の底板の溶接部が破断し、タンク破損に伴い防油堤の一部が損壊したもので、漏洩量は42,888kLにも及んだ。オイルフェンスを展開し、漏洩した油の拡散防止を図ったが、残念ながら広範囲にわたり瀬戸内海を汚染する事故になってしまった。損害額は約500億円と言われており、後に「石油コンビナート等災害防止法」が制定される契機になった事故である。さらに、昭和53年宮城県沖地震の発生に伴い、宮

城県の製油所において、重油タンク2基、軽油タンク1基から漏洩が発生した。漏洩量は68,160kLであり、一部の油は排水溝を伝い仙台港に流出した。損害額は4億2,750万円とのことである。これらの事故の後には、事故原因の解明が行われ、不等沈下対策や底板の腐食防止対策が強化されている。

今から20年ほど前には、給油取扱所の地下タンクから油が漏洩する事故が大きな問題となった。長期間使用されたタンクが腐食で穴が空き、いつの間にか大量に漏洩することとなり、河川や井戸、田んぼなどに油膜が浮いたり、油臭がしたりして事故に気が付くこととなったものである。

また、これも約20年前のことであるが、危険物施設における事故としては、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の浮き屋根の破損・沈下、内部浮き蓋式屋外タンク貯蔵所（インナーフロートタンク）の浮き蓋の破損・沈下といった、火災危険性の極めて高い破損事故が報告され、火災予防上憂慮すべき事態となっていた。平成15年から平成19年には6件の事故が相次いで発生した。

これらのインナーフロートタンクについては、内部浮き蓋が沈没や傾斜などの不具合が発生しても、タンク外部からは目視ができないため発見が遅れ、消防機関への通報も遅れる傾向にあった。

火災が発生した場合には、消防法第7章に規定される火災調査が行われ、火災原因の究明が行われていたが、危険物流出等の事故については明確な調査制度が当時はなかった。そこで、十分な原因究明が行えるよう、事故原因調査の規定が消防法に設けられ、調査を実施する消防機関（市町村長等）に一定の権限を付与することの必要性が高まった。

そこで、平成20年5月に消防法が改正され、消防法第16条の3の2に危険物流出等の事故の調査権が創設された。製造所、貯蔵所又は取扱所等において発生した危険物の流出その他の事故であって火災が発生するおそれのあったものについて市町村長等が調査できるようになった。また、社会的な影響の大きい事故で、今後、事故の原因を踏まえた危険物施設の技術基準の見直しの検討を行う必要のある事故については、市町村長等の要請により消防庁長官が調査できる規定も設けられた。当該規定の施行は同

年8月であるが、施行に合わせて消防庁において「危険物流出等の事故の調査マニュアル」が整備された。市町村長等が消防法第16条の3の2に基づく危険物流出等の事故の原因調査を効果的・効率的に実施できるよう、整備されたものであり、事故調査の基本的確認事項、詳細調査、長官調査などについてとりまとめられている。事故調査を行う際には是非参考にしていただきたい。当該マニュアルの内容について、1つ紹介すると、事故の調査に当たって、より詳細に調査を行うことが望まれる事故の例を示している。これらの事故について、直接的な事故の発生原因を調査するにとどまらず、その発生原因が引き起こされた背後に潜む要因についてもできるだけ調査を行っていただきたい。例えば、事故原因が誤操作であると判定された場合では、その要因として「不十分な指示内容が操作者に伝わっていた」という背景要因が存在していた、という分析もあり得る。

消防法第16条の3の2については、事故原因調査を行うために、市町村長等に①関係ある者への質問権、②事故関係者への資料提出命令権、③所有者等からの報告の徴収権、④関係ある場所への立入検査権、の権限が付与されたところである。特に④についてであるが、立ち入ることのできる場所は「事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所」と規定されており、危険物が危険物施設外に流出した場合は、事故原因の究明のため、危険物施設以外の施設・場所についても、調査を行うことが必要となり得るので、例えば、先に例を出した「油膜が浮いた田んぼ」や「油臭のする井戸」への立ち入りができる規定となっている。

### 3. 消防研究センターにおける地下タンクの腐食防止に係る研究開発

消防研究センターにおいては、現在、鋼製一重殻の地下タンクに施されたコーティングの経年劣化挙動の解明やそれに基づくコーティングの余寿命評価に関する研究を実施している。内面にライニングが施工された地下タンクについては、平成22年7月8日消防危第144号通知等において、10年以内の開放点検が望ましいことが示されている。その際のラ

ライニング自体の劣化判断方法は、目視によって現在の外観上の状態（歪み、ふくれ、亀裂、損傷、孔等の有無）を確認するというものであるため、現在の劣化状態や余寿命を定量的に評価することは困難である。非破壊計測を用いてライニングの性能に係る定量的な数値を取得し、良否判定をすることにより、健全性診断を実施することが必要不可欠と考えられる。非破壊計測手法として、電気化学インピーダンス測定や、超音波厚さ測定が有望であり、これらにより、経年劣化で変化するライニングの電気抵抗やライニングを伝わる音波の音速といった数値を取得することができると考えている。

本研究により健全性診断手法が実用化されれば、地下タンクでの危険物流出事故の未然防止・事故による損害の軽減が図られるほか、長期間使用可能な地下タンクを精緻に判別できるようになることから、合理的に必要な十分な安全性を担保できるようになることが期待される。

一方、消防庁危険物保安室では、令和5年12月13日付消防危第346号「内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの開放点検等に係る情報提供等について（依頼）」により、コーティングを施工した地下貯蔵タンクにおける開放点検等の情報提供等について、消防本部へ協力を依頼している。さらに同通知では一般財団法人全国危険物安全協会に対しても、鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工の認定事業者から消防本部等へ情報提供していただけるよう、周知することを依頼している。

この研究を進めるにあたり、長年、実機のタンクで使用されたライニングの劣化状態の把握が是非とも必要となる。事故を起こした鋼製一重殻地下タンクは、スクラップにされることがほとんどであり、腐食状況やライニングの劣化状況の調査はほとんど行われていなかった。当該通知の中に記載されていることであるが、危険物保安室に送付された地下貯蔵タンクの開放点検等に係る情報は、消防研究センターにも共有されており、コーティングの劣化等に係る調査研究の資料となっている。頂いた情報を元に、可能な場合には、現地調査の実施や地下貯蔵タンクの一部を切り取ったサンプルの提供等についての協力をお願いしており、これまでに数件の現地調査を

実施し、実機の地下貯蔵タンクをサンプルとして頂いている。この場をお借りしてご協力いただいた消防本部や事業所に謝意を表する次第である。

## 4. 消防研究センターにおける危険物流出等事故調査の事例

さて、ここでは、危険物流出事故調査の一例として、消防研究センターが消防本部の原因調査を支援した事例を紹介したいと思う。当該事例を選んだ理由は、筆者が経験した中では、事故の要因が腐食疲労等劣化という物的要因に起因するもので、その腐食開口部の大きさが最大級のものであるためである。

### 4-1. 事故の概要

本件事故は、一般取扱所の地下タンクで発生したものであり、貯蔵していたA重油が流出し、流出量は約3,800Lである。調査の結果、消防本部が覚知する6日前に流出が始まったと推定されたものである。一般取扱所の在庫管理調査で計算上の在庫と実際の在庫の数量が合わないことが判明した。漏洩検査管で検査したが異常が認められなかった。地下タンクを空にして加圧検査を実施したところ、異常を確認した。その後、当該地下タンクを掘り起こしたところ、底部に12箇所の孔食が確認され、最大のものは縦110mm、横60mmもの大きさであった。後日、当該一般取扱所の軽油の地下タンク及び灯油の地下タンクを掘り起こし、タンク底部の確認を行った。軽油タンクには3箇所の孔食（最大のものは縦20mm、横50mm）が、灯油タンクには4箇所の孔食（最大のものは縦110mm、横20mm）が確認された。

### 4-2. 現地調査の実施状況

A重油のタンクについては、写真1～写真4に示すように腐食開口部がタンク底部から側面にかけて広く存在している。

### 4-3. 油分の成分分析

現場で採取した液体の内、上澄みとなった部分の成分分析をガスクロマトグラフ質量分析計で行う。A重油タンクから採取した油については、炭素数9～29までの直鎖の飽和炭化水素のピークがほぼ等間隔に検出され、炭素数16を頂点に山形を形成している。さらにその間に分枝型飽和炭化水素類の小さいピー



写真1 腐食開口部1～3



写真2 腐食開口部4、5



写真3 腐食開口部6～10



写真4 腐食開口部11、12拡大

A重油タンクの腐食開口部の状況(所轄消防本部提供)

クが多数検出されている。これは軽油、A重油の特徴を示している。また、ヘプタン、キシレン、トリメチルベンゼンが検出されており、当該油についてはガソリン由来と考えられる油も混ざっていることが分かる。

#### 4-4. 水分の成分分析

現場で採取した液体の内、下層に溜まった水分と思われる部分の成分分析を行う。水分と思われる部分については、 $\text{pH}=7.9$ あるいは $\text{pH}=9.4$ の弱アルカリ性であり、硫酸イオン、総硬度については両試料ともにそれぞれ $1600\text{mg/L}$ 以上、 $375\text{mg/L}$ 以上となっている。

#### 4-5. 開口部の詳細調査

切り出されたA重油タンクの開口部7(腐食開口が最も大きいもの)について見分を行った。

##### 4-5-1. 外観及び肉厚測定状況

試料は写真5に示す開口部を含む縦20cm、横14cmの大きさの長方形形状である。当該試料の外表面には、赤茶色の防錆塗装が一部残存している。腐食減肉部は赤褐色の腐食生成物が発生しており、開口部に向かって腐食減肉が進行している。また、腐食減肉部には東西方向に縞模様にも見える筋が形成さ



写真5 腐食開口部の試料

れている。

腐食開口部周囲の減肉状況を正確に測定するため、錆層を腐食液で除去した後に、ポイントマイクロメータを使用して計測する。肉厚を測定した結果、開口部周辺を除きほとんどが5mmから6mmの板厚となっている。開口部周辺は0.2mm～4.8mmの肉厚であり、開口部に向かって徐々に減肉している。

##### 4-5-2. 金属組織、硬さ、成分、腐食生成物の分析

腐食開口部周囲の状況について、様々な分析を行った。腐食減肉部、健全部ともに、金属組織は通常のフェライト-パーライト組織であり、異状は認められない。

また、硬さ測定を行った結果、腐食部は健全部と比較しても大きな差異は認められなかった。

健全部である試料①について、JIS G3101に規定されているP(リン)、S(硫黄)の2元素の簡易定量分析を行った。健全部試料のSはJIS G3101に示された規格を満たしており、P量は0.05%以下という規格を若干上回っていた。

腐食減肉部の表面には鉄と酸素の層が見られる。母材表面には腐食生成物が発生していると考えられる。腐食生成物の同定はできないが、検出された元素から主に鉄の酸化物であることが推定される。

#### 4-6. 文献調査

初期の板厚6mmに対し一般取扱所になってからの14年で開孔しているとする、腐食速度は0.43mm/yとなるが、腐食開口部が非常に大きいことを考慮すると埋設時からの47年の時間をかけて腐食が進行したことも考えられる。この場合腐食速度は0.13mm/yとなる。開口部周辺ではすり鉢上に地下タンクが減肉しており、局部腐食の様相を呈している。なお、本件事案では、地下タンクを掘り出した跡に地下水が大量に湧出しており、湿食が発生する環境は十分にあると考えられる。

地下水中に含まれるイオンについては、硫酸イオンが1600mg/L以上、また、総硬度が375mg/L以上(炭酸カルシウム換算)であり、地下水位が低い場合にもこれらの塩類が含まれるため濡れ時間が長い。硫酸イオンが検出されているが、本件事案では、地下水のpHは、7.9あるいは9.4であり、硫酸による腐食の可能性は低い。

また、鉄鋼の自然腐食速度は鉄鋼材料便覧<sup>1)</sup>によると、土壤中における腐食速度は0.02mm/yであり、孔食倍数を考慮すると腐食速度は0.04～0.5mm/yとなる。14年で開孔した場合の腐食速度は0.43mm/y、47年で開口した場合の腐食速度は0.13mm/yとなるが、これらは前述の腐食速度の範囲に入ることとなる。

次に、局部腐食に至った要因について検討する。一般的に水分若しくは酸素が腐食に関与した場合、鋼材表面で全面腐食を引き起こす。しかし、土壤中は土砂の不均一による酸素濃度の差により、酸素濃度が低い箇所をアノード(陽極)、酸素濃度が高い箇所をカ

ソード(陰極)とする酸素濃淡電池が形成され、陽極部に局部腐食が発生する要因となる。同様に、全面腐食により発生した腐食生成物についても、腐食生成物直下の酸素濃度が低くその周囲の酸素濃度が高くなるため、腐食生成物直下で局部腐食が進行する要因となる。このような腐食は、通気差腐食とも呼ばれている。

ただし、本件事案の場合、開口部付近には腐食生成物や堅固に付着する土砂などは確認されなかったが、地下タンクの掘り起こしの際に、腐食生成物や土砂などが剥離したことも考えられる。

#### 4-7. 事故調査のまとめ

本事故は、地下水が大量に湧出する土壤中に存する地下タンク外面における腐食であることから、地下タンク外面の水分及び酸素によりタンク外面で腐食が発生し、腐食生成物あるいは土砂が堅固に付着したため、腐食がさらに進行し、腐食生成物や土砂などによる通気差腐食の発生により、局部腐食が進行し開口に至ったものと推定される。

なお、流出箇所におけるアスファルトの防食措置が著しく損傷していたが、その損傷要因については、地下タンク製造時におけるものか、地下タンク埋設時に損傷したものかを特定することはできない。

## 5. おわりに

現在でも、まだ、日本にはたくさんの一重殻の鋼鉄製地下タンクがある。これを活用し続けるためにも地下タンクや防食コーティングの劣化挙動を調べ、必要な安全対策を施していくことが必要と考えている。危険物流出事故防止のための皆様方の日々の取組や、さらなる技術開発が期待される場所である。消防研究センターにおいても微力ながら研究開発を進めていく所存である。

#### 【参考文献】

- 1) 鉄鋼材料便覧(日本金属学会日本鉄鋼協会編、丸善株式会社、p. 186、昭和51年10月)

## 「e-Gov電子申請」を利用した危険物等に関する手続のオンライン化について

消防庁危険物保安室

### 1 はじめに

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、消防法令における各種手続について、デジタル化を行うこととされ、また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定・令和5年6月9日閣議決定・令和6年6月21日閣議決定）においても、消防法令における申請・届出等がオンライン化の対象手続とされました。これらの手続のうち、危険物保安室が所管する手続は別紙1のとおりです。

危険物保安室は、消防法令上における危険物等に関する手続に係るオンライン化の対応として、デジタル庁が提供する電子政府の総合窓口「e-Gov 電子申請」を利用することとし、その準備を進めてきました。

この度、令和7年3月3日（月）に「e-Gov 電子申請」を利用した電子申請が開始されました。「e-Gov 電子申請」を利用することで、いままで窓口で行っていた様々な危険物等に関する行政手続を時間にとらわれることなく、いつでも、どこからでも行うことが可能になります。

以下、「e-Gov 電子申請」の概要や電子申請の流れ等についてご紹介します。

### 2 「e-Gov電子申請」の概要について

#### (1) 概要

「e-Gov電子申請」とは、現在、紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

「e-Gov電子申請」は、各省庁向けの手続を中心に

整備されてきたところですが、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、「国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上のために必要となる追加機能を整備する。」とされ、デジタル庁において、地方公共団体向けの手続についても必要な機能整備が行われてきました。

#### (2) 電子申請の流れ等について

次に「e-Gov電子申請」を利用する申請者の方々に向け、簡単に電子申請の一連の流れや使用できる主な機能についてご紹介します。

##### ア アカウントの登録

はじめに、電子申請を利用するにあたっては、e-Gov電子申請アプリケーションをインストールしアカウントを登録する必要があります。メールアドレスの登録やパスワードを設定するだけで、簡単にアカウントを登録することができます。

詳細なアカウントの登録方法については、e-Govポータル「ご利用ガイド」からご確認ください。<https://www.e-gov.go.jp/help/guide/registration.html>

##### イ 申請・届出

アカウント登録後は、マイページの「手続検索」から、ご利用になりたい手続を選択します。検索方法は手続名称、手続分野分類、所管行政機関の3通り用意されています。手続を選択すると申請様式の入力画面が表示されるので、基本情

報や申請・届出様式に必要な事項を入力し、提出する書類がある場合は書類を添付してください。最後に提出先を選択し、記入内容に誤りがないことを確認して提出すれば申請は完了です。

#### ウ 処理状況等の確認

「e-Gov電子申請」では、申請・届出を行った案件について、ステータスや行政機関からのメッセージを確認する機能を提供しています。

#### (ア) 処理状況の確認

審査開始日や終了日などの処理状況をマイページから確認することができます。

#### (イ) メッセージ

メッセージとは、e-Gov電子申請サービスの利用者に向けて、電子申請対象行政手続に関する連絡事項、周知事項等をお知らせするために、これら行政手続を所管する行政機関が発出する通知のことです。申請・届出した案件の進捗状況や公文書の取得期限が近付いているなど「e-Gov電子申請」における各タイミングで、e-Gov上に登録されたメールアドレス宛にメールが発信されます。メール通知を受信するには別途、メール受信設定が必要です。設定方法は以下をご確認ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html/>

メッセージには、「申請案件に関する通知」、「手続に関するご案内」等があります。

#### a 申請案件に関する通知

申請案件に関する通知には以下の種類があります。

- ・お知らせ 申請内容に関する各種お知らせを通知
- ・補正 所管行政機関からの補正指示を通知
- ・納付 納付に関するお知らせを通知
- ・取下げ 取下げに関するお知らせを通知

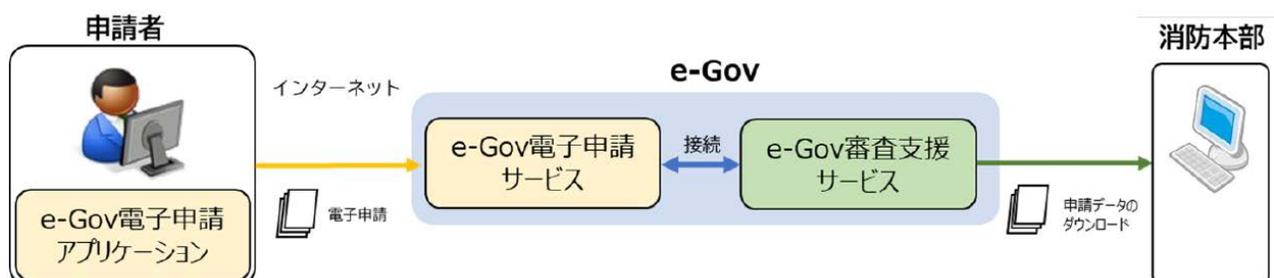
#### b 手続に関するご案内

手続を所管する行政機関からの制度改正などを案内する通知です。

#### エ 公文書の取得

「e-Gov電子申請」では行政機関から発出された電子公文書を取得する機能を提供しています。提出先機関による審査等の結果、申請が受理されると、公文書が発出されます。公文書の取得が終わると手続は終了です。公文書はマイページからダウンロードすることが可能です。ただし、公文書のダウンロードはパソコンのみで行える機能です。

#### 【電子申請のイメージ】



### 3 留意事項

#### (1) 手数料等の電子納付

「e-Gov電子申請」では、手数料等の納付を必要とする手続については、手数料の電子納付をすることができます。しかし、手数料等の電子納付は国の行政機関向けの手続のみ対応しており、消防本部向けの手続については電子納付することができません。手数料等が必要な行政手続の手数料の納付方法については、申請・届出先である消防本部にお問い合わせください。

#### (2) 「e-Gov電子申請」を利用できる消防本部一覧

「e-Gov電子申請」を利用できる消防本部は別紙2及び別紙3のとおりです。全消防本部が「e-Gov電子申請」に対応しているわけではございません。また、手数料の納付が必要な手続については、電子申請を

行えない消防本部がありますのでご注意ください。

今後、危険物保安室では、消防本部に対して「e-Gov電子申請」を利用するかどうかの調査を定期的に行う予定です。利用を希望する消防本部があれば、提出先に追加していきます。

したがいまして、別紙2及び別紙3に記載されている消防本部は今後変更されることがありますのでご注意ください。

### 4 おわりに

「e-Gov電子申請」を利用いただくことで、自宅や職場のパソコンから、申請・届出から公文書の取得までオンライン上で一貫して行うことができます。「e-Gov電子申請」を利用することで、申請者の方々の利便性が少しでも向上すれば幸いです。

別紙1 危険物等に関する手続一覧

赤字は手数料徴収手続

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書	危険物製造所貯蔵所取扱所設置許可申請書	移送取扱所設置許可申請書
危険物製造所貯蔵所取扱所変更許可申請書	移送取扱所変更許可申請書	危険物製造所貯蔵所取扱所仮使用承認申請書	危険物製造所貯蔵所取扱所変更許可及び仮使用承認申請書
移送取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査申請書	移送取扱所完成検査申請書	危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査前検査申請書
危険物製造所貯蔵所取扱所譲渡引渡届出書	危険物製造所貯蔵所取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	危険物製造所貯蔵所取扱所廃止届出書	危険物保安統括管理者選任・解任届出書
危険物保安監督者選任・解任届出書	予防規程制定変更認可申請書	屋外タンク貯蔵所保安検査申請書	移送取扱所保安検査申請書
完成検査済証再交付申請書	移送の経路等に関する書面	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食防止等の状況)	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(危険物の貯蔵管理等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食量に係る管理等の状況)	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング有)	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング無)	保安検査時期変更承認申請書
新基準適合届出書	第一段階基準適合届出書	浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク貯蔵所の休止確認申請書	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(タンクの腐食防止等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(危険物の貯蔵管理等の状況)	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書
休止中の特定準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書(新基準適合期限延長)	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書(浮き蓋付新基準適合期限延長)	特定準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)	特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(浮き蓋付新基準適合期限延長)
休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書		

別紙2 全ての申請・届出に対応している消防本部一覧

全ての手続を利用できる消防本部					
北海道	森町消防本部	静岡県	御前崎市消防本部	岡山県	新見市消防本部
北海道	登別市消防本部	愛知県	一宮市消防本部	岡山県	真庭市消防本部
北海道	日高中部消防組合消防本部	愛知県	津島市消防本部	岡山県	美作市消防本部
北海道	夕張市消防本部	愛知県	衣浦東部広域連合消防局	岡山県	赤磐市消防本部
北海道	三笠市消防本部	愛知県	常滑市消防本部	広島県	三原市消防本部
北海道	恵庭市消防本部	愛知県	知多市消防本部	広島県	大竹市消防本部
北海道	北広島市消防本部	愛知県	大府市消防本部	広島県	府中町消防本部
北海道	南宗谷消防組合消防本部	愛知県	西春日井広域事務組合消防本部	島根県	松江市消防本部
北海道	斜里地区消防組合消防本部	愛知県	田原市消防本部	島根県	浜田市消防本部
青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	愛知県	蟹江町消防本部	島根県	安来市消防本部
青森県	つがる市消防本部	愛知県	愛西市消防本部	島根県	雲南消防本部
秋田県	秋田市消防本部	岐阜県	多治見市消防本部	島根県	隠岐広域連合消防本部
秋田県	五城目町消防本部	岐阜県	瑞浪市消防本部	山口県	下松市消防本部
岩手県	花巻市消防本部	岐阜県	羽島市消防本部	香川県	善通寺市消防本部
岩手県	遠野市消防本部	岐阜県	土岐市消防本部	香川県	多度津町消防本部
岩手県	陸前高田市消防本部	岐阜県	飛騨市消防本部	愛媛県	東温市消防本部
山形県	鶴岡市消防本部	岐阜県	郡上市消防本部	高知県	香南市消防本部
山形県	上山市消防本部	三重県	鳥羽市消防本部	福岡県	中間市消防本部
山形県	村山市消防本部	三重県	名張市消防本部	福岡県	柳川市消防本部
山形県	東根市消防本部	三重県	菰野町消防本部	福岡県	筑後市消防本部
山形県	尾花沢市消防本部	富山県	富山市消防局	福岡県	みやま市消防本部
新潟県	柏崎市消防本部	富山県	富山県東部消防組合消防本部	長崎県	五島市消防本部
新潟県	佐渡市消防本部	富山県	新川地域消防本部	長崎県	平戸市消防本部
新潟県	南魚沼市消防本部	富山県	立山町消防本部	長崎県	対馬市消防本部
群馬県	伊勢崎市消防本部	石川県	加賀市消防本部	長崎県	新上五島町消防本部
栃木県	小山市消防本部	石川県	かほく市消防本部	熊本県	八代広域行政事務組合消防本部
栃木県	日光市消防本部	福井県	勝山市消防本部	熊本県	山鹿市消防本部
埼玉県	川口市消防局	滋賀県	大津市消防局	大分県	別府市消防本部
埼玉県	羽生市消防本部	京都府	宇治市消防本部	大分県	津久見市消防本部
埼玉県	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	奈良県	奈良市消防局	大分県	白杵市消防本部
千葉県	我孫子市消防本部	和歌山県	和歌山市消防局	大分県	豊後高田市消防本部
東京都	八丈町消防本部	和歌山県	橋本市消防本部	大分県	宇佐市消防本部
東京都	三宅村消防本部	和歌山県	有田市消防本部	宮崎県	延岡市消防本部
神奈川県	海老名市消防本部	大阪府	豊中市消防局	宮崎県	日向市消防本部
山梨県	大月市消防本部	大阪府	八尾市消防本部	宮崎県	都城市消防局
長野県	木曾広域消防本部	大阪府	和泉市消防本部	宮崎県	日南市消防本部
静岡県	熱海市消防本部	大阪府	泉大津市消防本部	宮崎県	串間市消防本部
静岡県	富士市消防本部	大阪府	交野市消防本部	鹿児島県	伊佐湧水消防組合消防本部
静岡県	磐田市消防本部	大阪府	忠岡町消防本部	鹿児島県	垂水市消防本部
静岡県	湖西市消防本部	岡山県	津山圏域消防組合消防本部	沖縄県	宮古島市消防本部
静岡県	菊川市消防本部	岡山県	高梁市消防本部	沖縄県	久米島町消防本部

別紙3 手数料がある手続を除き申請・届出に対応している消防本部一覧

手数料がある手続を除き利用できる消防本部					
北海道	長万部町消防本部	静岡県	掛川市消防本部	島根県	大田市消防本部
北海道	室蘭市消防本部	愛知県	豊川市消防本部	山口県	周南市消防本部
北海道	白老町消防本部	愛知県	瀬戸市消防本部	山口県	防府市消防本部
北海道	日高西部消防組合消防本部	愛知県	稲沢市消防本部	山口県	岩国地区消防組合消防本部
北海道	岩見沢地区消防事務組合消防本部	愛知県	蒲郡市消防本部	山口県	萩市消防本部
北海道	美瑛市消防本部	愛知県	小牧市消防本部	山口県	光地区消防組合消防本部
北海道	江別市消防本部	愛知県	大山市消防本部	山口県	長門市消防本部
北海道	稚内地区消防事務組合消防本部	愛知県	江南市消防本部	山口県	美祢市消防本部
北海道	大雪消防組合消防本部	岐阜県	恵那市消防本部	香川県	坂出市消防本部
北海道	利尻礼文消防事務組合消防本部	岐阜県	海津市消防本部	香川県	丸亀市消防本部
北海道	釧路市消防本部	三重県	伊賀市消防本部	徳島県	鳴門市消防本部
北海道	根室市消防本部	三重県	鈴鹿市消防本部	徳島県	小松島市消防本部
秋田県	北秋田市消防本部	三重県	津市消防本部	徳島県	美馬市消防本部
岩手県	盛岡地区広域消防組合消防本部	富山県	高岡市消防本部	徳島県	那賀町消防本部
岩手県	二戸地区広域行政事務組合消防本部	富山県	射水市消防本部	愛媛県	新居浜市消防本部
新潟県	三条市消防本部	石川県	白山野々市広域消防本部	愛媛県	八幡浜地区施設事務組合消防本部
新潟県	村上市消防本部	石川県	七尾鹿島消防本部	愛媛県	愛南町消防本部
新潟県	糸魚川市消防本部	石川県	津幡町消防本部	高知県	室戸市消防本部
新潟県	見附市消防本部	滋賀県	彦根市消防本部	高知県	南国市消防本部
新潟県	五泉市消防本部	滋賀県	高島市消防本部	高知県	土佐清水市消防本部
新潟県	阿賀野市消防本部	京都府	京丹後市消防本部	高知県	香美市消防本部
新潟県	燕・弥彦総合事務組合消防本部	和歌山県	海南市消防本部	高知県	嶺北広域行政事務組合消防本部
新潟県	魚沼市消防本部	和歌山県	田辺市消防本部	福岡県	糸島市消防本部
新潟県	阿賀町消防本部	和歌山県	御坊市消防本部	佐賀県	佐賀広域消防局
茨城県	高萩市消防本部	和歌山県	白浜町消防本部	佐賀県	唐津市消防本部
茨城県	笠間市消防本部	和歌山県	紀美野町消防本部	熊本県	上益城消防組合消防本部
茨城県	北茨城市消防本部	大阪府	守口市門真市消防組合消防本部	大分県	佐伯市消防本部
茨城県	大子町消防本部	大阪府	大阪南消防局	大分県	杵築連見消防組合消防本部
茨城県	大洗町消防本部	大阪府	池田市消防本部	大分県	竹田市消防本部
埼玉県	行田市消防本部	大阪府	摂津市消防本部	大分県	国東市消防本部
埼玉県	児玉郡市広域消防本部	兵庫県	芦屋市消防本部	大分県	豊後大野市消防本部
埼玉県	埼玉県央広域消防本部	兵庫県	西はりま消防本部	大分県	由布市消防本部
埼玉県	蓮田市消防本部	兵庫県	南但消防本部	鹿児島県	大隅肝属地区消防組合消防本部
埼玉県	三郷市消防本部	岡山県	玉野市消防本部	鹿児島県	出水市消防本部
千葉県	富里市消防本部	岡山県	笠岡地区消防組合	鹿児島県	霧島市消防局
千葉県	栄町消防本部	岡山県	東備消防組合消防本部	鹿児島県	南さつま市消防本部
神奈川県	逗子市消防本部	岡山県	井原地区消防組合消防本部	沖縄県	沖縄市消防本部
神奈川県	秦野市消防本部	広島県	呉市消防局	沖縄県	うるま市消防本部
長野県	諏訪広域消防本部	広島県	江田島市消防本部	沖縄県	金武地区消防衛生組合
長野県	長野市消防局	広島県	安芸高田市消防本部		
長野県	北アルプス広域消防本部	島根県	出雲市消防本部		

## 福井県における当連合会の取り組みについて

### 福井県危険物安全協会連合会

#### 1. はじめに

福井県は、日本の北陸地方に位置する県で、美しい自然景観や歴史的な名所が豊富にあります。

いくつかの魅力的なポイントを紹介します。

福井県は、恐竜のふるさとであり、恐竜の化石が多く発見されることで有名です。特に「恐竜博物館」は、世界的にも注目されており、リアルな恐竜の模型や化石を観覧できます。子どもから大人まで楽しめるスポットです。

歴史的名所では、1244年に道元禅師によって開創された曹洞宗の大本山「永平寺」や戦国時代に朝倉氏が103年にわたって越前の国を支配した「一乗谷朝倉氏遺跡」などの文化財が多数あります。一方、越前海岸にある「東尋坊」は断崖絶壁の景観が美しく、絶景スポットとしても知られています。

福井県は日本海に面しているため、美味しい海の幸の新鮮な魚介類が豊富です。特に「越前ガニ」は冬の名物で、県内の多くの店で楽しめます。また、アワビやタラ、イカなども絶品です。

ゆったりとした温泉地も点在しています。例えば、芦原温泉や永平寺温泉などがあり、リラックスした時間を過ごすことができます。

そして自然の美しさです。山や海、湖などの自然に恵まれています。三方五湖や越前海岸など、自然美を楽しむためのスポットも充実しています。また、四季折々の風景が楽しめるため、どの季節に訪れても魅力があります。福井県は、自然と歴史、グルメのすべてを満喫できる、魅力的な観光地です。

#### 2. 当連合会の紹介

当連合会は、昭和62年4月に県内地区協会の賛同、参加を得て任意団体として設立しました。

設立当時は、危険物の事務事業を福井県と福井市消防局が分割担当して執行していましたが、事務効率を高めるため平成19年7月に事務局を一本化

して独立し現在に至っています。

現在の県内地区協会数は9で、危険物関係会員事業所数は2,670となっています。

連合会の事業である保安講習は、受講者の利便性を考えて、県内8会場で開催しており、受講率の向上に努めています。なお、2人体制で業務を行っていることから、講習日当日は、事務所が不在となり転送電話での対応としています。

保安講習受講者数の推移としては、広報事業の効果もあり、過去10年と比較して減少することなく安定しています。一方、準備講習会は減少の一途であり、令和6年度から全国危険物安全協会が実施する準備講習オンライン講座への受講案内に移行しています。その他、会員研修では、防災の専門家を招聘し、消防職員の参加出席も含めて講演会を実施しています。

#### 3. 今後の取り組み

当連合会の課題としては、近年の物価高騰、賃上げ、DX時代への対応、オンライン受講への移行、人口減少に伴う受講者減少、危険物施設数の減少などによる運営費の確保です。

これらの課題をひとつずつ解消し、安全・安心のため県民、会員の皆様に寄り添った事業の充実に努めてまいりたいと考えております。



福井駅を降りると、そこは「恐竜王国」

# 長崎県における当協会の取り組みについて

一般社団法人 長崎県危険物安全協会

## 1. はじめに

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西213km、南北307km、約4,131㎢の面積で、九州の中では5番目、全国では37番目の大きさです。13の市と4つの郡及び8町からなり、「長崎」「県北」「県央」「島原」「五島」「壱岐」「対馬」の7つの地域に分かれます。県のほとんどが離島や半島から成り、島の数は971（うち有人は74）で全国の島の14.2%を占めます。また、面積の9割が山地や丘陵、台地で、1割ほどが低地という地形も特徴的です。海岸線の距離は約4,184kmで、北海道に次ぐ全国2位の長さを誇ります。

## 2. (一社) 長崎県危険物安全協会の沿革

当協会は、昭和35年10月に任意団体として発足し、平成元年4月に社団法人となりました。その後、平成25年4月に一般社団法人に移行し現在に至っており、県内11の地区協会と4団体が会員となっています。

## 3. 当協会の事業について

### ○危険物取扱者試験準備講習会の実施

年3回実施されている危険物取扱者試験の合格率アップを目指し、オンライン講座を受講することが困難な方に対応するため、対面による乙種第4類の講習会を年3回実施しております。

### ○危険物取扱者保安講習の実施

例年8月から11月の間に10の会場において実施し、毎年1,500名前後の方が受講されています。令和4年度からは、対面に加えオンライン講習も実施していますが、年々、オンラインで受講され

る方が増加しています。

### ○会報誌の発行

年1回発行しており、全国危険物安全大会及び定期総会の開催状況や定期表彰受賞者の紹介、地区協会の活動状況、各種講習会のお知らせ、会員・役員の名簿などを掲載しています。

### ○定期点検済証及び危険物関係図書の販売

## 4. おわりに

当県においても、全国と同様、危険物関係施設の数減少傾向にあり、また各種講習会の受講者数も減少し、厳しい財政状況にありますが、危険物施設の事故防止及び安全管理体制の確立に寄与できるよう、全国危険物安全協会をはじめ各県危協、各地区協会並びに関係機関と連携を密にし、取り組んでいきたいと思っております。



グラバー園 旧グラバー邸  
(写真提供：長崎県観光連盟)

——令和6年度消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞——

D I C株式会社 北陸工場

## 無事故無災害継続に向けて、 地域一体で取り組む防災活動

### 1. はじめに（事業所紹介）

D I C(株)北陸工場は、石川県の南部、白山市に位置し、日本海と白山連峰に挟まれ、豊かな自然に囲まれた化学工場です。創業は1959年(昭和34年)で、主に、水性樹脂、アクリル樹脂、ポリエステル樹脂、ウレタン樹脂、塗料用樹脂などの合成樹脂を製造しています。製品用途は多岐にわたり、電子情報機器分野、自動車産業分野、住設インフラ分野、機能素材分野など、人々の暮らしの様々な場面で活躍しています。

### 2. 危険と向き合う

当工場は、樹脂の製造工場であるため、多くの化学物質、危険物を取り扱っています。工場の周囲には住宅地が広がり、地元地域と密接に繋がっているため、「事故・災害を絶対に起こさない!」との強い信念を持ち、安全で安心な工場を目指しています。

安全操業強化のため、社員への教育・訓練による安全意識の向上をはじめ、ヒヤリハット活動、作業前KYの定着、現場パトロールの実施、設備の自動化、制御システム(DCS)導入などの強化を行うとともに、管理も徹底しています。さらに、ヒューマンエラー防止に加え、仮にエラーをしても、事故災害に繋がらない設備・システムへの改善を進めています。



D I C(株)北陸工場 正門



D I C(株)北陸工場 全景（黄色枠内）

### 3. 防災への取り組み

当工場では、防災教育に力を入れており、その1つとして危険体感教育を導入し、社員をはじめ協力会社へも展開しています。近年では、新たにVR機器(写真1)を導入し、リアルな事故災害を体験し、危険感受性の向上を図っています。

地域の防災活動として、地元の消防本部、消防署、防火安全協会と密に連携をとり、地域一体で防災活動に取り組んでいます。一例として消防本部主催の防災体験学習やAEDを用いた救命訓練(写真2)を実施しています。また、消防署とは、若手社員を中心とした屋外消火栓操法訓練を毎年実施しています。総合防災訓練(写真3)では、地震発生による津波や、危険物施設での漏洩・火災のほか、停電などを想定した複合訓練を実施しています。訓練は、消防署にも参加していただき、お互いの連携の確認や指導、意見交換を行い、防災体制の充実を図っています。



写真1 危険体感教育

また、地元近隣企業が参加する消火訓練大会(写真4)にも定期的に出場し、地域一体となって消火操法の技術向上に努めています。

以上の取り組みと、長年の安全衛生活動の実施により、当工場では無事故無災害を10年以上継続しており、地元地域の防災活動に貢献してきました。

### 4. おわりに

2024年(令和6年)1月に発生した能登半島地震では、当工場も被災し、完全復旧まで約1か月を要しました。工場の製造設備は停止していたため、人的被害は無く、生産設備への被害も最小限でした。今回の地震を経験したことで、防災への意識をさらに高め、我々従業員が安全安心に働ける職場環境を構築するため、今後も防災活動に工場一丸となって取り組んでまいります。



写真2 救命訓練



写真3 総合防災訓練



写真4 消火訓練大会

## 〈事例〉

# 一般取扱所の配管フランジ部分の ガスケット破損による重油の流出事故

**発生場所** 新潟県

**製造所等の区分** 一般取扱所

**被害状況**

- ・ 配管フランジ部分のガスケット1枚破損
- ・ 第4類第3石油類 重油約1,150L流出

**事故概要**

施設の再稼働中に配管内に重油を循環させていたが、一般取扱所と屋外タンク貯蔵所を接続する配管（返油管）の逆止弁と手動バルブ間が液封状態になり、スチームで配管を加温したことで重油体積が膨張して内圧が上昇し、フランジ部分のガスケットが破損して重油が漏洩した。

**事故原因**

- ・ 設計不良
- ・ リスクアセスメント未実施

**事故分析**

漏洩発生箇所である返油管の屋外タンク貯蔵所直近に設置してある手動バルブが閉止状態だったため、手動バルブと逆止弁の間が液封状態となっていた。その後の調査で、手動バルブが逆止弁よりも屋外タンク側に配置されており、加温によって容易に内圧が上昇する配管設計であったことが判明した。

**事故対策**

- ・ 漏洩箇所及び同様の形状になっている配管を正しいバルブ配置位置に変更
- ・ 長期的な施設の保全計画、点検期間、部品交換時期の見直し
- ・ 従業員への安全教育と、各種規程の見直し・変更

### ❖安全チェックリスト（抜粋）

上記事故はどうしたら防げていたのか、安全チェックリストで見てください。

#### 〔業種共通の危険性評価方法のチェックリスト：大項目 2. リスク管理〕

中項目	小項目（着眼点）	チェック項目
2. 3 リスクアセスメント	(2) 設計段階のリスクアセスメント	<input checked="" type="checkbox"/> 概念設計段階で、チェックリストに基づき定性的なリスクアセスメントを行っているか
		<input checked="" type="checkbox"/> レイアウトについて検討し結果を反映しているか
		<input checked="" type="checkbox"/> 本質安全について検討し結果を反映しているか

（チェック項目中のはポイント箇所）

〔❖安全チェックリスト〕：事業者自らが潜在的危険要因を把握し、これに応じた安全対策を実施できるように、当協会が開発した危険性評価方法

### 上記チェック項目の解説

装置の新設、変更を実施する場合には、設計段階毎にリスクアセスメントを実施する必要がある。「概念設計時のリスクアセスメントに関わるチェックポイント」から、以下に抜粋して解説する。

- ・ レイアウトについて検討し結果を反映しているか

新設時の装置配置、既存装置との保有距離等は、火災・爆発・流出が発生したときの影響度（損失規模）に大きく影響する。法規制はもとより自主防災、特に影響度の観点から検討しておく必要がある。

レイアウトは概念設計時に検討しておかないと、その後の詳細設計では対応が難しくなる可能性もある。

- ・ 本質安全について検討し結果を反映しているか

設計段階で、火災・爆発・流出等の危険の削減・低減を図る本質安全設計を導入することが重要である。

a 危険な物質の削減、b より安全な物質の使用、c より危険の少ない条件下で危険な反応を実行、あるいはより危険の少ない形での危険な物質の貯蔵・輸送、d 設備設計あるいは反応条件における変更により失敗の影響を局限化、e プラント（プロセス、制御システム等）の簡素化 等

# 危険物取扱者クイズ

**問題 1** 消防法令上、危険物の運搬について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 危険物の運搬は、危険物取扱者が行わなければならない。
- (2) 危険物の混載は、一切禁じられている。
- (3) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、当該危険物に適応する消火設備を備えつけておかなければならない。
- (4) 運搬容器の構造等に関する基準はあるが、積載方法に関する基準はない。
- (5) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、市町村長等の許可を受けなければならない。

**解答** 正解 **(3)** (危険物の規制に関する政令第 30 条)

- 解説**
- (1) 危険物取扱者は必須ではありません。
  - (2) 一類と六類、二類と四類のように混載できるものもあります。(危険物の規制に関する規則第 46 条)
  - (4) 運搬容器に収納し、収納口を上方に向けて積載する等、積載基準も定められています。
  - (5) このような定めはありません。

**問題 2** 混合危険の説明として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 混合危険とは、2種類以上の物質を混合又は互いに接触させたときに発火の危険が生ずることをいう。
- (2) 水と接触して発火する物質は、混合危険性物質の一種である。
- (3) 混合危険は、可燃性物質と還元性物質を混合したときに必ず起こる。
- (4) 混合危険には、物質を混合したときに化学反応が起こり、爆発性物質を形成する場合がある。
- (5) 混合危険には、物質を混合してただちに発火する場合がある。

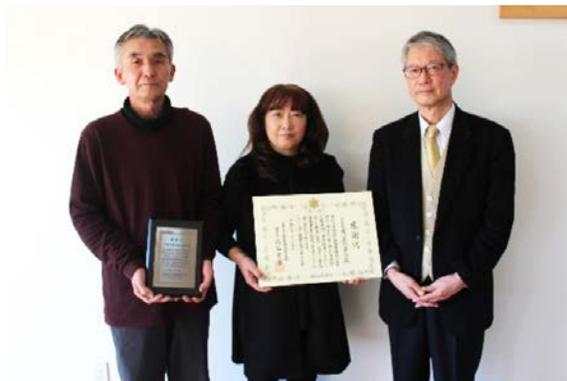
**解答** 正解 **(3)**

- 解説** 混合危険は、酸化性物質と還元性物質を混合した場合に起こるとされていますが、可燃性物質と還元性物質の混合においては、必ずしも危険とは言えません。
- (1) 2種又はそれ以上の物質が混合又は接触することにより、発火又は爆発するおそれのあることを混合危険といいます。
  - (2) 空気中の湿気を吸収、又は水分に接触したときに発火するものがあります。
  - (4) 物質が互いに接触して化学反応を起こし、極めて敏感な爆発性物質をつくる場合もあります。
  - (5) 混合によってただちに発火するものや、発熱後しばらくして発火するもの、あるいは混合したものに加熱・衝撃を与えることによって発火・爆発を生ずるものなどもあります。

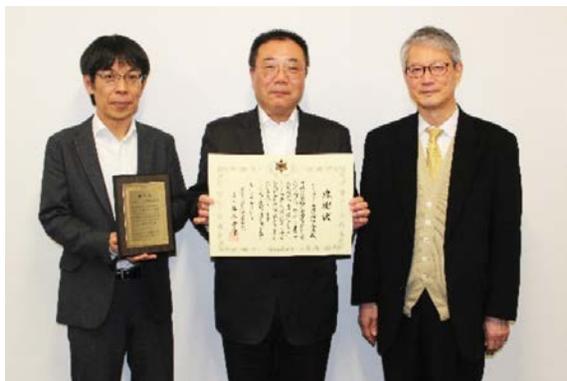
## 全危協理事長感謝状を贈呈しました！！

全国危険物安全協会公式YouTubeチャンネル（全危協チャンネル）の動画制作にご協力をいただいた事業所に全国危険物安全協会理事長感謝状を贈呈しました。

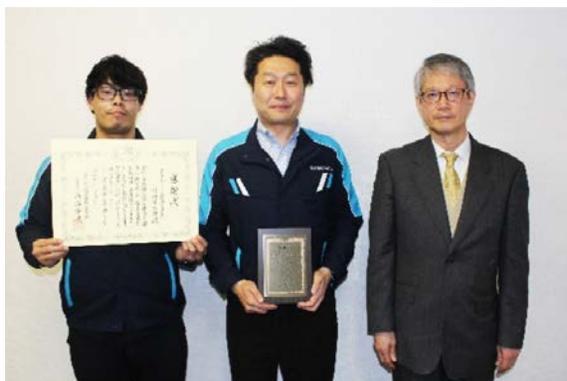
・ 有限会社蟻川銃砲火薬店 様



・ オエノグループ合同酒精株式会社 様



・ 株式会社レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所 様



おかげさまで31万再生突破!! ご協力いただいた動画はこちらからご覧いただけます!



# 令和7年度危険物安全週間推進標語入選作品

令和7年度の危険物安全週間推進標語審査委員会が3月5日に開催され、厳正なる審査の結果、最優秀作を含む入選作品が決定しました。

## 最優秀作（消防庁長官賞）

**危険物無事故へ挑むゴング鳴る**

堤 善宏さん（愛媛県）

## 優秀作（全国危険物安全協会理事長賞）

事故無くす 確かなワンツー 保守・点検

深井 昌巳さん（埼玉県）

## 優良作（氏名五十音順）

あなどるな 扱う相手は 危険物  
鈴木 武和さん（静岡県）  
危険物 立てろ無事故の 金字塔！  
寺西 章さん（富山県）  
無事故へと 隙なく 手堅く 油断なく  
徳富 宏明さん（佐賀県）  
事故ゼロへ つけ入る隙の ない守り  
富野 泰啓さん（埼玉県）  
事故ゼロへ心の際に一撃を  
廣澤 祐也さん（千葉県）

危険物今日も無事故の防衛戦  
福島 哲典さん（大阪府）  
事故ゼロを 続けるあなたが チャンピオン  
藤田 健太郎さん（東京都）  
守り抜く！ 無事故のタイトル いつまでも  
松田 海音さん（東京都）  
保守点検 危険を一撃 ノックアウト！  
矢田 有紀さん（島根県）

### 危険物安全週間推進標語審査委員会委員名簿

（五十音順）

（一社）日本損害保険協会専務理事	大知 久一 委員
総務省消防庁危険物保安室長	加藤 晃一 委員
秋草学園短期大学学長	北野 大 委員
都道府県消防防災・危機管理部局長会会長	添谷 進 委員
全国消防長会事務総長	鳴田 謙二 委員
（一財）全国危険物安全協会理事長	兵谷 芳康 委員
千葉商科大学教授	宮崎 緑 委員



北野委員長



委員会の様子

## 令和7年度危険物安全週間推進ポスターが完成しました！

このポスターは、令和7年度危険物安全週間（令和7年6月8日～14日）を推進するために、危険物安全週間推進協議会が作成し、4月中旬に全国へ約11万枚配布されますので、危険物に対する意識の高揚等にご活用いただくようお願いいたします。

今年度のポスターモデルは、世界スーパーバンタム級4団体統一王者、史上2人目の2階級4団体統一を果たすなどの戦績を残し続けているプロボクサーの井上尚弥選手です。

※ポスター及び画像は危険物にかかる保安の推進という目的以外には使用できません。



## 人事異動

### ○(一財)全国危険物安全協会

〔退任〕  
令和7年3月31日付

松井晶範	常務理事
井上裕司	業務部業務課長
小田哲也	業務部業務課調査役
岡田和人	業務部講習課調査役
知地覚	業務部業務課主幹

〔就任〕  
令和7年4月1日付

岡本透	常務理事
羽住英一	業務部業務課長
山口哲	業務部業務課調査役
原賢司	業務部講習課調査役

〔昇格〕

中原毅	業務部副部長兼講習課長 事務取扱
-----	---------------------

# いよいよ令和7年度から 完全オンラインの保安講習がスタート!

＜申込から修了証の受領まですべてオンラインで行えます＞

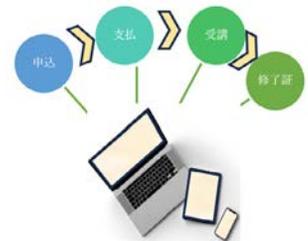
(令和7年6月より受講開始予定)

## 1 オンライン保安講習の実施について

当協会は消防法第16条の4に規定する指定講習機関として、同法第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）をオンラインにより実施します。

## 2 オンライン保安講習の特徴

- (1) 申し込みから手数料の支払い、受講、修了証の受領まですべてオンラインで行うことができます。  
また、申込完了時からすぐ受講できます。
- (2) インターネット環境があれば、カメラ機能を有するPC、タブレット、スマホなどにより、いつでも、どこでも受講可能です。
- (3) 受講可能期間は30日間あるので、自分のペースで受講することができます。



## 3 申込方法

- (1) 受講手数料 5,300円（非課税）（予定）  
銀行振込、クレジットカードが利用可能です。
- (2) 申込方法
  - ① 個人又は事業所ごと（受講者まとめて）の申込みがそれぞれ可能です。
  - ② 当協会のホームページの「オンライン保安講習」から申込みができます。



オンライン保安講習  
ページ

## 4 オンライン保安講習の概要

- (1) 講習区分  
従事する危険物施設に合わせ、次のいずれかの講習区分を受講していただきます。

講習区分	対象者
給油取扱所	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
コンビナート	石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
一般	上記以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

- (2) 講習時間  
各講習区分とも約3時間
- (3) テキスト  
各講習区分とも専用のデジタルテキストです。  
デジタルテキストは受講端末にダウンロードできるので、いつでも参照可能です。
- (4) 修了証  
すべての課程を修了すると、修了証が発行されます。  
修了証の講習実施機関名は、「一般財団法人全国危険物安全協会」です。

# 「危険物と保安」記事募集のお知らせ

全国危険物安全協会では、消防本部や危険物関係事業所等からの次の内容の投稿記事を募集しています！

## ① 危険物の保安に関する効果的な取組み

(例)

- ・危険物施設従業員を対象に過去の危険物事故事例を活用した講習会を実施しました
- ・管内にある危険物施設事業所と合同で危険物施設での火災を想定した消防訓練を実施しました等

## ② 危険物に関する安全思想の普及・啓発活動の取組み

(例)

- ・危険物安全週間に伴い、注意喚起リーフレット配布などの広報活動をしました等

## ③ 危険物の危険性等に関する実験映像や参考情報等の紹介

### 【投稿要領】

- ・文章作成は、Wordにて300文字程度でお願いします。
- ・写真がある場合は、1～2枚をJPEG画像データで送付してください。実験映像等の二次元コードも掲載可能です。
- ・特定の商品の紹介など企業の広告的性格が強い投稿はご遠慮ください。
- ・投稿する際には、所属名や活動を実施した日時がわかるように明記してください。

### 【投稿先】

原稿データは [soumu@zenkikyo.or.jp](mailto:soumu@zenkikyo.or.jp) に送信願います。

メールタイトルは「広報誌記事投稿」としてください。

掲載が決定した場合のみ、担当者よりメールでお知らせさせていただきます。



**表紙写真も募集しています！**

詳しくは2024年春号（No.85）の  
全危協ニュースP.19をご覧ください。

### 【記事募集及び表紙写真募集についてのお問合せ先】

全国危険物安全協会 総務部総務課 広報誌担当

TEL：03-5962-8922（総務課）

E-mail [soumu@zenkikyo.or.jp](mailto:soumu@zenkikyo.or.jp)

# 令和7年度定期点検技術者講習日程

## 地下タンク等・移動貯蔵タンク 定期点検技術者講習

令和  
7  
年度

令和7年度地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習を次のとおり実施します。

○この講習は危険物の規制に関する規則第62条の6に掲げる「知識及び技能を有する者」を育成するための講習です。

### オンライン講習

この講習は、**初回講習・定期講習を対象**としたオンデマンド方式の講習で、講習動画は**受講期間内であれば24時間いつでも視聴可能**です。

受講期	受講期間	申請期間
第1期	9月1日(月)～9月30日(火)	7月1日(火)～7月31日(木)
第2期	10月1日(水)～10月31日(金)	8月1日(金)～8月31日(日)
第3期	11月1日(土)～11月30日(日)	9月1日(月)～9月30日(火)
第4期	2月1日(日)～2月28日(土)	12月1日(月)～12月26日(金)

### 対面講習

この講習は、**オンライン講習を受講できない方向けの講習**で、講習会場に集合して、**オンライン講習と同じ講習動画を視聴する形式のもの**です。定員が少ないため早めに申請してください。

講習種別	実施月日	講習時間	申請期間	定員	講習会場
地下タンク等	初回講習	各日 9時～17時	10月20日(月)～10月31日(金)	各講習 15名程度	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16(8階)
	定期講習	11月19日(水)			
	定期講習	2月5日(木)	1月5日(月)～1月16日(金)		
移動貯蔵タンク	初回講習	各日 9時～17時	10月20日(月)～10月31日(金)		
	定期講習	11月26日(水)			
	定期講習	2月6日(金)	1月5日(月)～1月16日(金)		

**申請方法は、オンライン講習、対面講習ともにインターネットによる申込みとなります。**  
詳細は、当協会講習サイトをご確認ください。

注) 本予定表の記載内容は変更する場合があります。  
最新の内容は当協会の講習サイトをご確認ください。

全危協 技術者講習

検索



一般財団法人

全国危険物安全協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階 TEL. 03-5962-8923 (業務課)



STOP!  
危険物災害

危険物災害をなくそう

井上 尚弥 選手  
(大橋ボクシングジム所属)

危険物  
無事故へ挑む  
ゴング鳴る

©NAOKI FUKUDA

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全推進協議会が制作しています。

2025年4月14日発行 89号 通号104号

編集・発行 一般財団法人全国危険物安全協会  
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階  
TEL (03) 5962-8921  
ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

編集協力 株式会社ぎょうせい  
TEL 0120-953-431